

里庄町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年9月15日(水)午後2時04分から午後2時18分
2. 開催場所 里庄町役場 庁舎 2階 第2会議室
3. 出席委員 12人

出席委員及び欠席委員の番号、氏名

職名	番号	氏名	出欠の別	職名	番号	氏名	出欠の別
委員	1	岡村 咲津紀	出	委員	8	原田 敬造	出
〃	2	高田 卓司	〃	〃	9	平野 耕平	〃
〃	3	高田 光國	〃	会長職務代理者	10	吉田 龍平	〃
会長	5	田邊 忠宏	〃	推進委員	1	小野 敏輝	〃
委員	6	辻田 樫市	〃	〃	2	佐藤 新介	〃
〃	7	仁科 義弘	〃	〃	3	徳永 一憲	〃

4. 欠席委員 0人

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第18号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の承認について

第4 議案第19号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について

6. 会議の概要

議 長	<p>ただ今から令和3年第9回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は、農業委員9名、推進委員3名の計12名あり、総会開催の定足数に達しており総会は成立しております。</p> <p>議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、3番 高田 光國委員、6番 辻田 檉市委員をお願いいたします。</p> <p>議事日程第2の会議書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議書記には農業委員会事務局職員の●●氏を指名いたします。</p>
議 長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>今回上程されています、議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第18号について、ご説明いたします。</p> <p>整理番号は、37でございます。</p> <p>本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。</p> <p>譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。</p> <p>申請地は、1筆、地目は田、面積は、603㎡です。</p> <p>今回、譲受人が増反を目的に、所有権を取得するため申請が行われました。</p> <p>小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、5アールの下限面積、当該農地を継続的に利用する事が出来るかどうかなど、許可要件は満たしていると思われま</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>次に、補足説明について、●番●●●●委員よりご報告します。</p>
●番	<p>譲受人は、以前からそこで耕作しており、お互いの中で話がまとまったもので、特に問題ないと思います。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。</p> <p>質問、意見等はございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>許可することに、賛成の農業委員の方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p>

	<p>全員賛成でございますので、議案第18号、整理番号37は、許可と決定します。</p>
議 長	<p>次に、議案第19号、整理番号38番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、整理番号38について、ご説明いたします。</p> <p>本件は、農地の使用目的の変更、及び、所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。</p> <p>譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。</p> <p>申請地は、農業振興地域内の白地区域にあり、1筆、地目は畑が1筆、面積は、389㎡です。</p> <p>今回、譲受人の●●さんが住宅の建築を目的に申請が行われました。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。</p>
● 番	<p>申請地は、●●分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。</p> <p>転用目的は、住宅建築となっております。</p> <p>隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、以前から西側、南側、東側の一部に石積みのような壁が設置されているので、土砂が流出しないようになっています。</p> <p>雨水については、水路を設け既存水路へ接続します。</p> <p>生活排水については、合併浄化槽へ接続し処理する予定です。</p> <p>近隣農地への日照及び通風の影響については、一般的な住宅ですので、影響はないと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明して下さい。</p>
事務局	<p>農地の区分は、第3種農地と判断しております。</p> <p>転用目的は、住宅建築であり、適当であると考えます。</p> <p>資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、また、必要な資金額についても適当であると考えます。</p> <p>転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無でございますが、農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、存在しないと判断します。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになってはいますが、申請者から聴取した結果、許可後速やかに施工したいとの事であり、問題ないと考えております。</p> <p>申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を</p>

	<p>必要とする場合においては、これらの処分がなされなかった時又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、これらの案件は該当しないと考えております。</p> <p>申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、申請書等の内容を確認したところ適正であると考えております。</p> <p>転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないことになっていますが、本件は、特に支障がないと判断します。</p> <p>また、今回の転用は、集団農地の分断には当たらないと判断します。以上です。</p>
議 長	ただいまの整理番号38の案件に関し、事務局説明及び現地調査報告について、ご質問、ご意見等ございますか。
● 番	この土地は、以前、家が建っていたと思うが、畑で届が出ているのですか。
事務局	地目上は、今、畑となっています。
● 番	畑に戻っていたのですね。分かりました。
議 長	他に、ご質問、ご意見等ございませんか。 (質問、意見なし) 整理番号38について、許可することに賛成の農業委員の方は、挙手願います。 (全員挙手) 全員賛成でございますので、整理番号38は、許可と決定します。
議 長	続きまして、整理番号39及び40について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、整理番号39及び40について、ご説明いたします。</p> <p>本件は、農地の使用目的の変更、及び、所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。</p> <p>整理番号39は、譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。</p> <p>整理番号40は 譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。</p> <p>申請地は、農業振興地域内の白地区域にあり、合計2筆、地目は田が2筆、面積は、1, 421㎡です。</p> <p>今回、譲受人の●●さんが露天駐車場及び荷さばき所としての利用を目的に申請が行われました。</p>
議 長	事務局からの説明が終わりました。 現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

<p>● 番</p>	<p>申請地は、●●分館に位置し、現在、一部耕作されている状況です。転用目的は、露天駐車場及び荷さばき所となっております。</p> <p>隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、素掘りの水路を設置し、土砂が流出しないようになっています。</p> <p>雨水については、水路、沈殿枡を設け既存水路へ接続します。</p> <p>生活排水については、露天駐車場のためありません。</p> <p>近隣農地への日照及び通風の影響については、駐車場ですので、影響はないと判断します。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明して下さい。</p>
<p>事務局</p>	<p>農地の区分は、第3種農地と判断しております。</p> <p>転用目的は、露天駐車場及び荷さばき所であり、適当であると考えます。</p> <p>資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの整理番号39及び40の案件に関し、事務局説明及び現地調査報告について、ご質問、ご意見等ございますか。</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>整理番号39及び40について、許可することに賛成の農業委員の方は、挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成でございますので、整理番号39及び40は、許可と決定します。</p>
<p>議 長</p>	<p>続いて、整理番号41について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、整理番号41について、ご説明いたします。</p> <p>本件は、農地の使用目的の変更、及び、賃貸借権設定に係る農地法第5条に基づく一時転用でございます。</p> <p>借受人●●●●●さん、貸付人●●●●●さんです。</p> <p>申請地は、農業振興地域内の白地区域にあり、1筆、地目は畑、面積は、529㎡です。</p> <p>今回、借受人の●●さんが土地を借り受け、下水道工事にかかる資材</p>

	置場利用を目的に申請が行われました。
議 長	事務局からの説明が終わりました。 現地調査の結果について、●番●●●●●委員よりご報告します。
● 番	申請地は、●●分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。 転用目的は、露天資材置場となっております。 隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、全体には碎石を引いて転圧しますが、隣接地の境界近くまでは使用しないことで、土砂が流出しないようになっています。 雨水については、自然透水の予定です。 生活排水については、露天資材置場のためありません。 近隣農地への日照及び通風の影響については、一般的な資材置場ですので、影響はないと判断します。 以上です。
議 長	農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明して下さい。
事務局	農地の区分は、第2種農地と判断しております。 転用目的は、露天資材置場であり、適当であると考えます。 資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。 また、令和4年3月まで利用した後は、農地に復元し、適正に管理するという事で、誓約書も出されており、問題ないと認められます。 以上です。
議 長	ただいまの整理番号41の案件に関し、事務局説明及び現地調査報告について、ご質問、ご意見等ございますか。 ご質問、ご意見等ございませんか。 (質問、意見なし) 整理番号41について、許可することに賛成の農業委員の方は、挙手願います。 (全員挙手) 全員賛成でございますので、整理番号41は、許可と決定します。
議 長	以上をもちまして、令和3年第9回総会を閉会いたします。